

第7章 保存活用方針

1 保存活用の基本理念

(1) 基本理念

本市の歴史ストーリーの特徴を踏まえ、歴史文化資源の保存活用に関する基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

歴史をつなぎ 未来を拓き
新しいまちのストーリーをみんなで作ろう

基本理念に込められた思い

那須野が原の不毛な原野にあって、
先人たちは、過酷な自然環境と闘いながら、
今日の暮らしを支える緑豊かな那須野が原を作り上げました。
その物語を伝える歴史文化資源が、今もわたしたちの周りに残されています。
こうした歴史文化資源の保存と継承を通じて、
先人の不屈の開拓精神を受け継ぐとともに、
多様な主体により歴史文化資源を活用することによって、
新しいまちづくりのストーリーを紡いでいきます。

(2) 基本的な考え方

歴史文化資源の保存と活用の両立

歴史文化資源を観光振興や地域活性化に活用する際、適切な保存・管理の下に行われるのが理想です。しかし、保存を重視するあまり活用が制限され過ぎてしまうと、歴史文化資源に対する理解が得られないことにもつながります。

一方で、活用ばかりが重視されてしまうと、歴史文化資源の保存状態が悪化し、最悪のケースでは破壊につながる恐れもあります。

そのため、まずは「保存」が大前提ではあるものの、活用することによって「守っていく」という意識を醸成し、保存につなげていくという好循環を生み出すことが重要となります。

2 保存活用方針

(1) 歴史文化資源の継続的な調査・研究

- 地域に眠る歴史文化資源は多種多様にあることから、これまでの調査を補完する継続的な調査を進め、歴史文化資源の全市的な把握に努めます。
- 指定文化財においては、その価値を未来に継承していくために、定期的なモニタリング調査を行うとともに、所有者・管理者へのきめ細かい支援を行います。
- 歴史文化資源の調査・研究の拠点として、博物館の充実を図ります。

(2) 歴史文化資源の価値の共有

- 現代社会においては様々な情報伝達手段があることから、的確な媒体を活用した情報提供を行い、歴史文化資源の価値を分かりやすく伝えるとともに、目に見えない歴史文化資源の可視化を図ります。
- 本構想で定めた歴史ストーリーと関連文化財群を活用することで、本市の魅力を一体的に伝え、観光振興につなげるとともに、歴史文化資源の周辺環境の整備を図ります。
- 歴史文化資源のデジタル化・データベース化を検討します。

(3) 多様な主体が関わる推進体制の構築

- 人口減少・少子高齢化により社会が変化する中で、歴史文化資源を次代に受け継いでいくために、文化財の所有者、文化財保存団体、観光関係者、自治会、コミュニティ、NPOなどが有機的に関わる持続的な推進体制を構築します。
- 行政においては、歴史文化資源を観光や景観づくり等に活用できるよう、関係部局の連携を強化するとともに、市町の枠を越えた連携により、魅力的な地域づくりを進めます。

(4) 学校教育との連携

- 歴史ストーリーや関連文化財群を活用し、地域に生まれ学ぶ児童生徒に向けて、共有の財産である歴史文化資源を分かりやすく伝えることで、歴史文化資源を支える人材を育成するとともに、魅力を伝えることのできる指導者の養成を図ります。
- 学校における体験学習の拠点として、博物館の充実を図ります。

(5) 生涯学習との連携

- 地域と学校の連携を基盤とした幅広い地域住民の参画による「地域学校協働本部」において、地域特有の歴史文化資源の保存・活用に向けた検討を行います。
- 公民館などの社会教育施設において、歴史ストーリーや関連文化財群を活用し、地域特有の歴史文化資源の保存・活用に関する学習機会の充実を図ります。
- 柔軟な思考を持つ若い世代である高校生や大学生、また人生経験豊富な高齢者などと連携し、歴史文化資源の新たな活用について検討します。

第8章 今後の取組

1 事業化に向けての方針

本構想は、本市に存在する様々な歴史文化資源を把握し、地域特性などを踏まえつつ一体的に整理し、長期的な歴史文化資源の保存活用方針を示したものであり、方針を実現するための具体的な事業化に向けては、多様な主体が関わる推進体制を構築するとともに、関係部局と連携していくことが重要となります。

また、平成30年(2018)6月の文化財保護法改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることが提唱されました。具体的には、文化財の保存・活用に関する総合的な計画となる「文化財保存活用地域計画」を作成し、国の認定を申請できるようにになりました。

この文化財保存活用地域計画には「文化財の保存・活用に関する措置」として、計画期間中に実施する保存活用の取組について、可能な限り実施時期や実施主体、財源を明確にして記載することが求められていることから、本構想策定後に文化財保存活用地域計画の策定に着手し、具体的な取組内容について検討するとともに、本市の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などと連動させ、事業化を図っていきます。

■ 法改正により文化財保存活用地域計画として追加された事項

<p>文化財の保存・活用に関する措置</p>	<p>保存・活用に関する方針を踏まえ、計画期間中に行う事業や関係法令（都市計画法、景観法等）上の措置など取組の具体的な内容について、実施時期を可能な限り明確にした上で記載 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の指定等、修理、整備 ・防犯・防災対策、災害発生時の対応 ・文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成 ・原材料の確保、修理技術等の継承に関する取組 ・支援団体など民間と連携した取組 ・条例等に基づく当該市町村独自の取組 等 </p>
<p>計画期間</p>	<p>当該市町村の総合計画等の計画期間との整合性や地域の実情を踏まえつつ、概ね5年～10年程度の期間を設定</p>
<p>文化庁長官の認定を受けるために必要な基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること ・ 計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること ・ それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること ■ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・ 措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと ・ 措置の実施スケジュールが明確であること ・ 認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること ■ 大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること

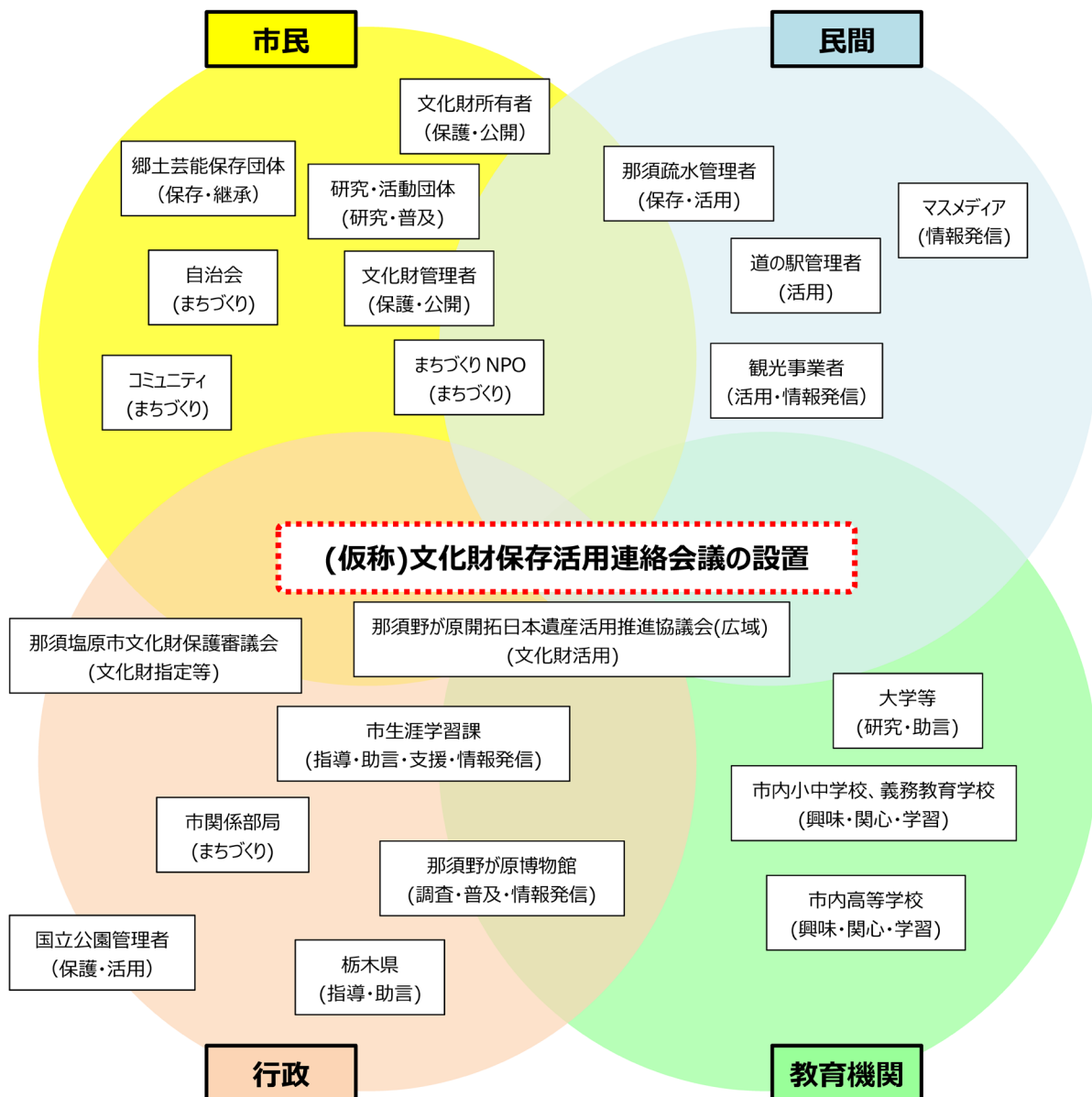
2 保存活用のための体制整備の方針

本市の歴史文化資源は多種多様であり、地域に住む人々の生活に結び付いているものも多く、歴史文化資源との関わりを持つことで、地域の一体感や郷土愛の醸成につながるものと期待されます。

また、人口減少・少子高齢化社会の中では、歴史文化資源をこれまでと同じ体制で保護していくことは難しく、これからは地域の財産として、社会全体で守っていくことも重要です。

今後保存活用を推進するためには、各分野の団体の役割やそれぞれの活動を連携させながら取り組んでいくことに加え、様々な主体が参画できる場づくりをする必要があることから、意見交換の場として「(仮称)文化財保存活用連絡会議」の設置を検討します。

歴史文化資源の保存活用に向けた多様な主体の連携イメージ



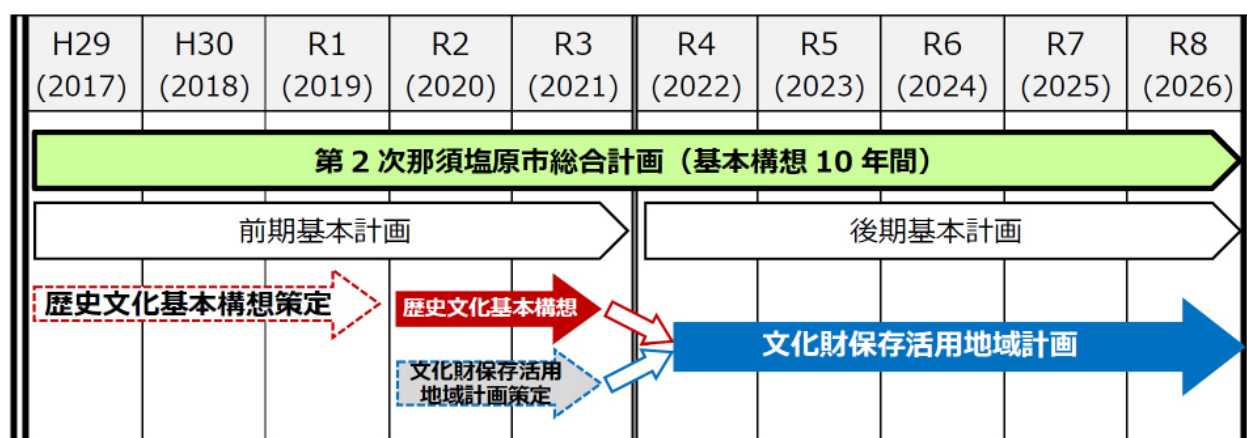
3 文化財保存活用地域計画の策定

現在、本市では平成 29 年度（2017）から令和 8 年度（2026）までの 10 年間を計画期間とした「第 2 次那須塩原市総合計画」に基づいたまちづくりが進められています。

第 2 次総合計画の前期基本計画が令和 3 年度（2021）までのため、第 2 次総合計画後期基本計画の初年度となる令和 4 年度（2022）に合わせ、本構想にて定めた文化財保存活用に関する基本的な方針を踏まえた「文化財保存活用地域計画」を策定することとします。なお、策定に当たっては、文化財保存活用区域に関する検討や、文化財保存活用支援団体の育成に関する検討を行います。

また、新たな文化財の発見や社会情勢の変化、関係法令の改正等、必要に応じて適宜見直しを行います。

策定スケジュール



資料編

1 那須塩原市歴史文化基本構想策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の文化財について、指定の有無にかかわらず、その周辺環境を含めた総合的な保存及び活用の在り方を示す那須塩原市歴史文化基本構想（以下「構想」という。）を策定するため、那須塩原市歴史文化基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係する団体の推薦する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から、令和2年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

2 那須塩原市歴史文化基本構想策定検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	選出団体等	役職等	氏名	専門分野	備考
学識経験を有する者 (第1号委員)	宇都宮共和大学シテライフ学部	学部長	山島 哲夫	景観・都市計画	会長
	栃木県建築士会 (「青木農場と青木周蔵那須別邸」著者)	名誉会長	岡田 義治	建築	副会長
	(公財)とちぎ未来づくり財団	主任	後藤 信祐	考古	
	那須塩原市立西小学校 (日本地質学会会員)	教諭	伴 敦志	自然	
	栃木県立美術館	研究員	志田 康宏	美術工芸	
	大田原市歴史民俗資料館 (那須塩原市文化財保護審議会委員)	館長	木村 康夫	民俗	
	那須塩原市文化財保護審議会	会長	高根沢広之	近世交通史	
	那須塩原市文化財保護審議会	元委員	磯 忍	開拓史	
関係する団体の推薦する者 (第2号委員)	那須塩原市自治会長連絡協議会	会長	橋本 秀晴		
	那須野ヶ原土地改良区連合	専務理事	星野恵美子		
	那須疏水土地改良区	庶務会計 担当理事	猪瀬 清		
	那須塩原市観光局	局長	木下 昭彦		
	石ぐら会 (那須野が原博物館学校ボランティア)	元会長	若月 延雄		

オブザーバー：栃木県文化財課

那須野が原博物館

企画政策課、農林整備課、商工観光課、都市計画課、教育総務課

事務局：那須塩原市教育委員会事務局生涯学習課

3 那須塩原市歴史文化基本構想策定経過

平成30年度

8月29日 第1回 策定検討委員会（策定趣旨説明、意見交換）

11月29日 第2回 策定検討委員会（構想骨子、関連文化財群検討）

令和元年度

7月5日 第3回 策定検討委員会（歴史ストーリー検討、文化財保存活用課題検討）

8月9日 第4回 策定検討委員会（構想素案検討）

8月23日 パブリックコメント（～9月22日）

9月27日 第5回 策定検討委員会（構想案検討）

那須塩原市歴史文化基本構想

令和2年3月

編集・発行

那須塩原市教育委員会事務局 教育部生涯学習課

〒329-2792 栃木県那須塩原市愛宕町2-3

E-mail : shougai@city.nasushiobara.lg.jp



平成 31 年度 文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

